

○複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等

(平成二十六年十一月二十八日)

(経済産業省告示第二百三十五号)

改正 平成二九年 三月二八日 経済産業省告示第五四号
同 三一年 三月二九日 同 第六八号
令和 元年 七月 一日 同 第四六号
同 五年 三月二八日 同 第二三号

エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十一条の三第一項及び第八十一条の四の規定に基づき、複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等を次のように定めたので、告示する。

複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等

1 判断の基準

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行令（昭和54年政令第267号）第21条第3号に規定する複層ガラス（以下「複層ガラス」という。）の製造、加工又は輸入の事業を行う者（以下「熱損失防止建築材料製造事業者等」という。）は、目標年度（令和12年4月1日に始まり令和13年3月31日に終わる年度）以降の各年度において国内向けに出荷する複層ガラスの熱損失防止性能（3に定める方法により測定した値をいう。以下同じ。）を出荷面積により加重平均した数値が、1.67（ワット毎平方メートル毎ケルビン）を上回らないようにすること。

2 表示事項等

2-1 表示事項

複層ガラスの熱損失防止性能に関し、熱損失防止建築材料製造事業者等は、次の事項を表示すること。

- イ 品名又は形名
- ロ 熱損失防止性能
- ハ 熱損失防止建築材料製造事業者等の氏名又は名称

2-2 遵守事項

- (1) 2-1のロに掲げる熱損失防止性能は、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第4第3号下欄に掲げる数値を有効数字2桁以上で表示すること。
- (2) 2-1に掲げる表示事項の表示は、性能に関する表示のあるカタログ又は複層ガラスの選定にあたり熱損失防止建築材料製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。

3 熱損失防止性能の測定方法

1の熱損失防止性能は、日本産業規格R3107(2019)に規定する方法により求めた熱貫流率とする。

附 則

この告示は、平成二十六年十一月三十日から施行する。ただし、2の規定は、平成二十七年十二月一日から施行する。

附 則 （平成二九年三月二八日経済産業省告示第五四号）

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則 （平成三十一年三月二九日経済産業省告示第六八号）

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日経済産業省告示第四六号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和五年三月二八日経済産業省告示第二三号） 抄

（施行期日）

第一条 この告示は、安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年四月一日）から施行する。

（経過措置）

第四条 複層ガラスの性能の向上に関する熱損失防止建築材料製造事業者等の判断の基準等の2の規定により行うべき表示事項等は、令和六年三月三

十一日までは、従前の例によることができる。